

奈良県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	浅田 善嗣	橿原市四条町三六〇
〃	浅田 芳正	〃 三五八一
〃	宮下 啓一	〃 四八〇一二
〃	中谷 洋文	〃 二〇四
〃	牧本 雅生	〃 四八五
〃	高木 慶治	〃 六八三
監事	松井 光男	〃 二〇二
〃	喜多 治	〃 五五三
〃	中山 資郎	〃 四五三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東内 茂雄	橿原市四条町六八四
〃	卜部 定良	〃 三二八一
〃	池田 一弘	〃 一九二
〃	奥田 勝康	〃 七〇六一三
〃	卜部 綾子	〃 三五〇
〃	高木 奈良雄	〃 六五二一七
監事	松井 光男	〃 二〇二
〃	喜多 治	〃 五五三
〃	豊田 剛司	〃 七〇五十三